

## 論 点

照会先情報保有機関から照会元情報保有機関への個人情報の回答方式としては、情報連携基盤を通さずに直接回答する方式も考えることができるところ、当該方式を採用することについて個人情報保護上の問題はあるのか。

## 骨格案の記述と趣旨

骨格案（その1）5（4）③では、「情報連携基盤より伝達を受けた照会先情報保有機関においては、当該リンクコードに係る個人の情報連携対象個人情報を付して、情報連携基盤を通じて照会元情報保有機関に対して、回答すべきではないか。」とあるところ、「情報連携基盤を通じて」とは、情報連携に当たり、事前に、5（4）②に記載の情報連携基盤の承認を得ることを指すなど、幅広い解釈が可能であり、個人情報の入ったデータそのものを情報連携基盤に通じさせることを必須とするものではなく、また、照会先情報保有機関から照会元情報保有機関へ個人情報を直接回答する方式を否定するものではないと考えるべきではないか。

## 情報保有機関間のデータ伝送方式の考え方

- ・データ伝送方式としては、情報連携基盤のデータ転送機能を介して送受信を行う方式（ゲートウェイサーバ方式）と介さないで情報保有機関間で直接送受信を行う方式（アクセストークン方式）が考えられる。
- ・いずれの方式もデータを暗号化することで、その内容を盗取できないようにすることは可能。
- ・方式の採用に当たっては、情報連携をする分野の情報の性質、データ伝送に関する責任分界点のあり方、第三者機関による監視の容易性や確実性、性能・コスト等の観点から検討すべきではないか。

